

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第37号

### 香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>環境政策課 略</p> <p>環境管理課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(14)～(17) 略</u></p> <p>みどり整備課～廃棄物対策課 略</p>	<p>第5条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境政策課 略</p> <p>環境管理課</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13)～(16) 略</u></p> <p>みどり整備課～廃棄物対策課 略</p>
<p>第6条 略</p> <p>健康福祉総務課・長寿社会対策課 略</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(7)～(16) 略</u></p> <p>障害福祉課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 障害者支援施設、かがわ総合リハビリテーションセンター、ふじみ園、ふじみ園福祉ホーム、川部みどり園、障害福祉相談所及び精神保健福祉センターに関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>医務国保課～生活衛生課 略</p>	<p>第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉総務課・長寿社会対策課 略</p> <p>子育て支援課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(15) 略</u></p> <p>障害福祉課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 身体障害者更生援護施設、かがわ総合リハビリテーションセンター、ふじみ園、ふじみ園福祉ホーム、川部みどり園、障害福祉相談所及び精神保健福祉センターに関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>医務国保課～生活衛生課 略</p>

第8条 略

農政課

(1)～(4) 略

(5) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること（農業経営課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(11) 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5) 農地法の施行に関すること（遊休農地に関する措置に係るものに限る。）。

(6)～(14) 略

農業生産流通課～水産課 略

第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(4) 略

(5) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。

(6)～(11) 略

農業経営課

(1)～(4) 略

(5)～(13) 略

農業生産流通課～水産課 略

（香川県土木事務所規則の一部改正）

第2条 香川県土木事務所規則（昭和38年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（分掌事項）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査、設計及び施工に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 災害復旧助成工事及び災害関連工事の調査、設計及び施工に関すること。</p> <p>6～9 略</p>	<p>（分掌事項）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 河川砂防課の分掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止の工事に係る調査、設計及び施工に関すること（<u>春日川改修事業所の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 災害復旧助成工事及び災害関連工事の調査、設計及び施工に関すること（<u>春日川改修事業所の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>6～9 略</p>

（鉄道高架事業所）

第3条 高松琴平電鉄連続立体交差事業（以下「連立事業」という。）に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に鉄道高架事業所を置き、当該事業所に総務用地課及び工事課を置く。

(梼川ダム建設事務所)

第3条 略

(職員)

第4条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

(5)～(10) 略

(職務)

第5条 略

2・3 略

4 略

5～8 略

第6条 略

2 総務用地課の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 連立事業に係る用地の買収及び物件その他の補償に関すること。

(2) 買収用地の所有権移転登記に関すること。

3 工事課の分掌事項は、連立事業に係る工事の調査、設計及び施工に関することとする。

(梼川ダム建設事務所)

第4条 略

(春日川改修事業所)

第5条 春日川河川激甚災害対策特別緊急工事の調査、設計及び施工に関する事務を処理させるため、香川県高松土木事務所に春日川改修事業所を置く。

(職員)

第6条 土木事務所に、次に掲げる職員を置く。

(1)～(3) 略

(4) 鉄道高架事業所長

(5) 略

(6) 春日川改修事業所長

(7)～(12) 略

(職務)

第7条 略

2・3 略

4 鉄道高架事業所長は、所長の命を受けて連立事業に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 略

6 春日川改修事業所長は、所長の命を受けて春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7～10 略

第8条 略

(香川県栗林公園観光事務所規則の一部改正)

第3条 香川県栗林公園観光事務所規則（昭和40年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 副所長</u></p> <p><u>(3)~(7)</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 事務所に、次の職員を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)~(6)</u> 略</p>
<p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 副所長は、所長の命を受けて特定の事務を処理する。</u></p> <p><u>3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>4~6</u> 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 課長は、所長の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>3~5</u> 略</p>

(庁舎管理規則の一部改正)

第4条 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">出先機関等</td> <td style="width: 50%;">庁舎管理者</td> </tr> <tr> <td>1~16 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>17~30</u> 略</td> <td></td> </tr> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1~16 略		<u>17~30</u> 略		<p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">出先機関等</td> <td style="width: 50%;">庁舎管理者</td> </tr> <tr> <td>1~16 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>17 香川県農業試験場満濃分場</u></td> <td><u>香川県農業試験場満濃分場長</u></td> </tr> <tr> <td><u>18~31</u> 略</td> <td></td> </tr> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1~16 略		<u>17 香川県農業試験場満濃分場</u>	<u>香川県農業試験場満濃分場長</u>	<u>18~31</u> 略	
出先機関等	庁舎管理者														
1~16 略															
<u>17~30</u> 略															
出先機関等	庁舎管理者														
1~16 略															
<u>17 香川県農業試験場満濃分場</u>	<u>香川県農業試験場満濃分場長</u>														
<u>18~31</u> 略															

(香川県農業試験場規則の一部改正)

第5条 香川県農業試験場規則（平成12年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(業務)

第2条 略

(1)～(5) 略

(6) オリーブ及び茶の栽培の指導、試験研究等に関すること。

(7) 略

(分場)

第4条 略

名 称 位 置

略

香川県農業試験場小豆分場 小豆郡小豆島町

(分場の業務分掌)

第5条 略

2 略

(1) オリーブの栽培についての試験研究及び指導並びに品種についての試験研究に関する事項

(2) 略

(業務)

第2条 試験場の業務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(分場)

第4条 試験場に、次の分場を置く。

名 称 位 置

略  
香川県農業試験場小豆分場 小豆郡小豆島町  
香川県農業試験場満濃分場 仲多度郡まんのう町

(分場の業務分掌)

第5条 略

2 小豆分場の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) オリーブの栽培及び品種についての試験研究に関する事項

(2) 花き及び特用作物の栽培及び品種についての試験研究に関する事項

(3) 略

3 満濃分場の分掌事項は、次のとおりとする。

(1) 茶樹の栽培及び品種についての試験研究に関する事項

(2) 製茶についての試験研究に関する事項

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第6条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 保健、医療及び福祉に係る<u>連絡調整</u>に関すること。</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保健福祉課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健、医療及び福祉に係る<u>施策の総合調整</u>に関すること。</p>

(2) 保健、医療及び福祉に係る統計 <u>調査</u> に関すること。	(2) 保健、医療及び福祉に係る町支援の調整に関すること。
(3)～(11) 略	(3) 保健、医療及び福祉に係る統計、情報提供及び総合相談に関すること。
(12)～(23) 略 5～13 略	(4) 保健、医療及び福祉に従事する人材の養成確保に関すること。 (5)～(13) 略 (14) 健康危機管理に関すること。 (15)～(26) 略 5～13 略
(職務) 第4条 略 2 次長は、所長を補佐するとともに、次長のうち所長が指名するものは、所長の命を受けて、保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整、健康危機管理等に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。 3～9 略	(職務) 第4条 略 2 次長は、所長を補佐する。 3～9 略

改正後	改正前
(分掌事項) 第2条 略 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課 (1)～(6) 略 (7) 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関すること。  (8) 保健、医療及び福祉に係る統計 <u>調査</u> に関すること。  (9)～(17) 略  (18) 略	(分掌事項) 第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課 (1)～(6) 略 (7) 保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整に関すること。 (8) 保健、医療及び福祉に係る市町支援の調整に関すること。 (9) 保健、医療及び福祉に係る統計に関すること。 (10) 保健、医療及び福祉に係る情報提供及び総合相談に関すること。 (11) 地域保健医療計画の推進に関すること。 (12) 保健、医療及び福祉に従事する人材の養成確保に関すること。 (13)～(21) 略 (22) 健康危機管理に関すること。 (23) 略

香川県西讃保健福祉事務所健康福祉総務課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第14号までに掲げる事項

(2)～(4) 略

生活福祉総務課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第1号から第8号まで及び第12号から第17号まで(第14号を除く。)に掲げる事項

(2) 障害者及び障害児の保健及び福祉に関すること(保健対策第二課の所掌に属するものを除く。)

(3) 略

健康福祉課

(1) 香川県東讃保健福祉事務所健康福祉総務課の項第9号から第11号までに掲げる事項

(2) 略

(3) 略

保健対策課～環境管理室 略

(職務)

第4条 略

2 次長は、所長を補佐するとともに、次長のうち所長が指名するものは、所長の命を受けて、保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整、健康危機管理等に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

3～6 略

(香川県保健所規則の一部改正)

第8条 香川県保健所規則(平成14年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次長は、所長を補佐するとともに、次長のうち所長が指名するものは、</p>	<p>(職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次長は、所長を補佐する。</p>

所長の命を受けて、保健、医療及び福祉に係る施策の総合調整、健康危機管理等に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

3～6 略

3～6 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。